

食安輸発第0602002号
平成21年6月2日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

韓国産青とうがらしの取扱いについて

標記については、平成21年3月30日付け事務連絡により、別表19に掲げる輸出者から輸出されたものにあつてはエトプロホスに係る検査命令を免除しているところです。今般、モニタリング検査において、下記の登録輸出業者が輸出した生鮮青とうがらしから基準値を超えるフロニカミドが検出されたことから、当該輸出者より輸出される青とうがらしにあつては、エトプロホスに係る検査命令を実施するようお願いします。

記

KUMHO KOREA CO., LTD.

<違反事例>

1. 品名：生鮮青とうがらし
2. 生産国：韓国
3. 輸出者：KUMHO KOREA CO., LTD.
4. 検査結果：フロニカミド 0.8ppm (基準値：0.4ppm)
5. 検疫所：福岡検疫所門司検疫所支所下関分室
(届出受付番号：第92003838371号1欄)
6. 輸入者：有限会社 中央物産